

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長 様

## 村上大祐市長弁明書への疑義、指摘

2019年1月18日

宮崎 誠一

「嬉野をよくする市民の会」

代表 宮崎 誠一

佐賀県佐賀市中央本町1番10号ニュー  
一寺元ビル4階 佐賀中央法律事務所  
代理人弁護士 東島 浩幸

佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328-2 杵藤法律事務所  
代理人弁護士 藤 藪 貴 治  
電 話 0954-68-0745  
F A X 0954-68-0876

村上大祐市長が2019年1月4日付で提出した弁明書に疑義を呈し、指摘していく（傍線は宮崎）。

**【村上氏弁明書】** 村上市長が鬼橋正敏弁護士に作成させた弁明書の「第2 本案の弁明 1 認否・反論」において「調査請求書と説明会開催請求は、タイトルだけを変えて一方を他方に複写・貼付したものに過ぎず、その内容は全く同一である」

**【請求者側指摘】** 共通する箇所が多いにせよ、内容や別添資料は異なっている。請求書に真摯に向き合おうとする姿勢が欠如しており、極めて遺憾である。

**【村上氏弁明書】** (1) 「2 疑義の内容」ア「村上市長は…酒食をともにした。」

「村上大祐市長は神奈川県海老名市の『セグウェイジャパン』の試乗体験施設を視察した後、宿泊先への移動の車中、市職員 A 氏、同 B 氏から連絡が入り、在京の嬉野市出身者らが参加する懇親会に出席する予定であるから、市長も参加しないかと誘われ、飛び入りで参加することとなった」

**【請求者側疑義】** ①一介の市職員から「市長も参加しないか」と呼ばれ、飛び入り参加しているところにむしろ注目する。市職員 A 氏の市役所内での立場が副課長 という表面上の地位以上に強固であった証拠である。市職員 A 氏が村上市長とアニメ制作関係者を引き合わせた格好であり、「今回は村上市長も皆様と顔合わせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう」【調査請求書別添資料 3 の 2 「茶師プロジェクト LINE のやり取り」】という言葉ががぜん重みを増してくる。今後の動きというのは、当然ながら LINE グループ名である「茶師プロジェクト (アニメ企画)」のことである。②在京の嬉野市出身者というが、今回の会食に在京の嬉野市出身者は何人いるのか。③懇親会と記載しているが、市長が会食するのであれば政治倫理条例及び公務員倫理規程を念頭に、出席の是非を判断すべきである。相手が誰かもわからない状況で参加を決めている時点で、公人としての自覚を全く欠いていると言える。

**【村上氏弁明書】** 「本件会食当時、ライングループにおいて、アニメに係る具体的な企画は何ら検討されていない。したがって、会食の主催者らが『アニメ制作を企画する関係者』とは言い難い」

**【請求者側反論】** 詭弁にすぎない。会食の主催者らは紛れもなくアニメ企画の関係者であることは LINE のやり取りから明白である【調査請求書別添資料 3 の 2 「茶師プロジェクト LINE のやり取り」】。

**【村上氏弁明書】** 「主催者らがアニメ制作を企画しているとの説明は受けておらず、その認識すらなかった」

**【請求者側反論】** ならば相手方がいったいどういう人たちだと認識し、酒食をともにし、あのような記念写真に及んだのか。2018年10月4日の市長の Facebook には「市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と

会食をした」と明記している。相手方が利害関係者ではなく、会食が供応接待に該当しないという論拠はどこにあるか。村上市長の主張を裏付ける証拠は示されておらず、市民の納得がいく弁明とは到底言えない。

**【村上氏弁明書】イ「政治倫理条例第4条（1）…に抵触する。」**

「本条例4条1項は、その体裁が抽象的かつ包括的であることから明かなとおり、訓示規定であり、審査会が倫理基準違反を認定するための具体的な根拠規定は、原則として2項以下による」

**【請求者反論】** 訓示規定とは「各種の規定のうち、裁判所や行政庁に対する指示としての性格をもつにすぎず、それに違反しても行為の効力には影響がないとされるもの」であるが、贈収賄など犯罪に至らない政治倫理上の問題行為について網を掛けているのが政治倫理条例であり、抽象的かつ包括的であるのは、個別の事案について政治倫理審査会が審査し、判断するからである。1項を否定することは、政治倫理条例の根幹を否定するのと同義である。到底認められない。

**【村上氏弁明書】** 調査・審査は第1条の「その地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を計ることがあったといえる場合に限定される」

**【請求者反論】** 鬼橋弁護士は独自の解釈論を展開しているが、断じて容認できない。そもそも政治倫理条例の目的を定めた第1条は「市政が市民の厳粛な信託によるものであり、その受託者としての市長、副市長及び教育長並びに市議会議員は、市民全体の奉仕者たる自覚と清く貴い志を堅持するものであるが、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがあった場合に必要な措置等を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」とあり、公人に政治倫理上の高潔な行動を課し、市民にも受託者が規範に則った行動をしているか監視することを求めている。つまり、市長に政治倫理上の問題行為があった場合、市民は政治倫理審査会などを通じて質せるという広義の「知る権利」を保障する意味を兼ね備えている。よって、弁明書にある解釈は、憲法で保障された市民の権利をも侵害することになるため、認めない。

**【村上氏弁明書】「同（２）…にも一部抵触する。」**

「その地位を利用して金品を受けたという事実もなければ、そのような認識もない」

**【請求者側反論】** 金品は受け取っていないとは言え、会員制のホテルで相手方の金銭負担を伴う酒食のサービスを受けていることが第２項に相当する。法的にも「対価」は金銭、物品の贈与のみならず接待、一席設ける、異性間の情交なども含まれる。政治倫理的に許される会食は市長（政治家）という立場に鑑み、国家公務員倫理規程より厳しく限定される。同規程では「20人以上が出席する立食パーティでの飲食物の提供」「会議での簡素な飲食物の提供」「私的な関係でのつき合い」とされ、そのいずれにも該当しない。従って、利害関係者からの供応接待については第２項が準用されると解すべきである。

**【村上氏弁明書】エ「市長は…一切行っていない。」**

「村上市長の行為には、何ら倫理基準違反はないのであるから SNS の説明で十分である」

**【請求者側指摘】** 堂々と開き直っている記述に驚きを禁じ得ない。第２条「市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、市民に対し、自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない。」を踏みにじっている。市民が説明会を求めるゆえんである。

**【村上氏 Facebook 投稿】** 村上市長は 1 月 10 日 13 時 28 分、自身の Facebook に以下の投稿を行った。

1 月 9 日に私自身の私的な会食について、第 1 回の政治倫理審査会が開かれました。私の代理人より弁明書を提出し、条例に抵触する行為は一切ないことを改めて主張いたしました。今後は公開で行われる審査会の場でしっかり説明責任

を果たして参ります。主張の要点は、①市費を投じてアニメ制作を行うことを検討した事実はない。また、会食相手もアニメ制作を具体的に検討していた

かどうかも疑わしい。したがって会食の相手は利害関係者ではない②会食は参加者が持ち寄る形式で、私自身が常に携行している「うれしの茶」を参加者に配った。会食全体かかった費用はルームチャージを合わせても1人当たり9527円程度で、社会的儀礼の範囲を超える供給を受けたとはいえない③市長としての地位による影響力を行使した事実は一切ない—ということです。市のHPでも議事録が近日公表されます。また、一部報道で、「市長説明会開催を却下」などと、あたかも私自身が市民に対して説明すること自体を拒否したとの誤解を与える表現もありましたが、公開で行われる審査会で私自身が出席して意見陳述をする機会があります。その場でしっかり説明をしていくことを再度強調させていただきます。そもそも政治倫理条例に基づく「説明会」は、刑事事件として逮捕・起訴された首長や議員がなおもその職に居座る場合、市民が直接責任を追及する場として制度化されたものです。当然、私は逮捕・起訴をされておられませんし、そのような行為は一切ないので、「説明会」の開催が認められないと主張しています。また、「説明会」は嬉野市政治倫理条例においては市議の場合、議会議場で開催を要求することが可能です。これまでに、すべての議員から「説明会」を要望する発言は一切ありませんでした。最終的には審査会委員の判断で「説明会」の開催は適当ではないとの判断に至ったものです。また、今回の件に関して匿名掲示板で私に危害を加えることをほめかす、あるいは是認する内容の書き込みが行われています。警察にも相談し、適切な対応をいただいておりますが、対行政暴力は許されるものではありません。毅然とした態度で、なおかつ謙虚に真摯に市政運営にあたりるとともに、市民の皆様に説明責任を果たしていきます。

### 【請求者側指摘】

- ① まず「私的な会食」かどうかは審査会が判断することだ。すでに会食前までにアニメ制作を具体的に検討していたことは多くの物証から明白である。
- ②参加者が持ち寄る形と言いながら、具体的な商品名や金額、数量が示されておらず、酒食費用にも加算されていない。主張は写真とも一致しない【第2回審査会資料1「会食の無修正全写真、酒のアップ写真」】。
- ③市長が携行している「うれしの茶」は交際費で購入した物であり、これを土産として譲渡したのであれば「私的な会食」とは言えない。当然「応分の負担」とも言えないだけでなく、あくまで「私的な会食」と主張するのであれば公金の不適切な支出でもある【第2回審査会資料2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費」】。

④ 9527円という金額は、招待者であるCG制作会社[会社名、会食相手方]が会場として無償提供した東京ベイコート倶楽部の最上級グレード客室「ロイヤルスイート」の購入費1710万円（[会食相手方]氏申告）を全く考慮していない。同客室（年間12泊タイプ）の「定価」は税抜き2000万円【調査請求書・別添資料2「東京ベイコート倶楽部とは」】であり、1710万円ということは転売された物件を購入したということであろうか。いつ、どのように購入したのか、会社の経費なのか、私費なのか、本当にその金額なのか、陳述だけでは証明に足らない。

⑤ 公務員倫理規程で相手方が利害関係でない場合、「社会通念上相当」と認められる上限が1万円であるため、つじつまを合わせた机上の計算にすぎない。写真を見た市民が「社会的儀礼の範囲内」の会食だったと思うだろうか。そもそも、ルームチャージ（客室使用料）やルームサービスの領収証なども添付されておらず、事実の証明がなされているとは到底言えない。

⑥ 村上大祐氏に市長としての地位がなかったとして、今回の会員制ホテルでの会食に招待されたであろうか？ そんなはずはない。

⑦ 嬉野市政治条例における説明会位置付けは第11条に「有権者及び議員は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは（中略）市民に対する説明会の開催を請求することができる」と定められ、「刑事事件として逮捕・起訴された首長や議員がなおその職に居座る場合、市民が直接責任を追及する場として制度化されたもの」ではない。嬉野市の政治倫理条例では説明会にそのような要件を課しておらず、市長の主張は明文に反する。他市の条例を引き合いに出した指摘は全く当たらない。

却下は、説明会開催の請求代表者が議員だったことから、「請求の適格性を欠いている（資格がない）」とされたためである。説明会の開催要件が逮捕・起訴された場合に限るため（政倫審の審査において）「『説明会』の開催は適当ではないとの判断に至ったもの」では全くない。

⑧ 審査会が始まってなお、根拠を示さず Facebook での一方的な主張をやめない村上市長の姿勢は「謙虚かつ真摯」と言えるのか。とてもそうは思えない。村上市長は、第1回審査会で委員への辞令交付やあいさつをせず、市外への新年あいさつ回りに出掛けていた【第2回審査会資料3「村上市長スケジュー

ル】。Facebook への投稿と併せ、審査会を軽視している印象が拭えない。

**【村上氏弁明書】(2)「3被請求者の反論」ア「村上市長…「東京ベイコート倶楽部」で酒食をともにした。」**

「但し、主催者らが具体的計画性をもって、市に対し予算を伴うようなアニメ制作を企画している」とは言い難いし、被請求者（村上市長）にもそのような認識はない。」

**【請求者側反論】** 事実とは認められない【調査請求書・別添資料3の2「茶師プロジェクトLINEグループでのやり取り」、同3の3「関係者の情報」、同4の1「アニメ『茶師プロジェクト』制作企画サイドの構想」、同4の2「茶師風呂 ジェクトプレゼン資料】。村上市長は10月4日16時25分のFacebookへの投稿の中で「**画像（写真）については、（嬉野）市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものです**」【調査請求書中に転載】と公表しており、認識がなかったという主張には無理がある。酒食をともにし、あのような記念写真を撮るような状況において、相手方がどのような職業・立場の者であるか、何の紹介もないままだったというのであろうか。常識的に考えられない。

**【村上氏弁明書】イ「会食の様子は・・・両氏はそのまま宿泊した。」**

**「グループのメンバーの1人が、請求者側に写真をリークした」**

**【請求者側反論】** 指摘は看過できない。勇気を振り絞っての公益通報である。しかも、手順を経ている。まず2018年9月初めに、総務省が委託するサポート

デスク【第2回審査会資料4「サポートデスク相談窓口】のメールフォームから相談、9月7日に担当者から折り返し電話の電話をもらっている。やり取りの中で9月10日に会食の写真やラインのやり取りの一部を通報した【第2回審査会向け資料5「サポートデスクとのやり取り】。しかし、サポートデスクは「市長接待の疑い」という問題を取り扱うことはできず、山口卓也議員らに相談したという経緯がある。以上のように公益通報であり断じて「リーク」ではない。

【村上氏弁明書】 「被請求者（村上市長）の撮影時の格好（手のひらに載せた気泡風呂の泡を吹く）は、撮影者から促され、戯れに応じたものである。」

【請求者側指摘】 いずれの写真も公人の姿としては眉をひそめざるを得ない絵面である。市職員から呼び出され、何の疑問もなく会員制ホテルに足を踏み入れ、初対面の相手から平然と酒食のもてなしを受けた挙げ句、リクエストに応じてあのようなポーズを取ったというのか。この写真を見たら市民はどう思うであろうか。

政治倫理条例の第 2 条「市民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち（後略）」、第 4 条(1)「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」にそれぞれ反していることは明白である。

建設・新幹線課の市職員 A、市職員 B が東京ベイコート倶楽部に宿泊したことを認めた点は大きい。2 人は出張に際しホテル付き航空券を利用しており、本来の宿泊場所は当然「会員制ホテル」などではない。村上市長は、市職員の明白な公務員倫理規程違反を黙認しており、トップとしての監督責任も厳しく問われる。ところが、一緒に「戯れ」ているというのであるから、開いた口が塞がらない。

【村上氏弁明書】 ウ「この会食では、…宿泊するにはルームチャージが必要となる。」

【請求者側反論】 まず、会食相手方氏を「●●漢字訂正」と誤った点をお詫びする。

東京ベイコート倶楽部での入室・宿泊に際しては以下の点を考慮しなければならない。①ロイヤルスイート（発売時価格税抜き 2000 万円）を購入した者からの紹介が必須で一般人は決して立ち入れない②ルームチャージがイコール「ホテルコスト」ではない。部屋の購入費は当然「会場費・宿泊費」に加味される。購入に当たっては登記費用、不動産取得税がそれぞれ約 10 万円、固定資産税約 4 万円かかり、毎年、年会費二十数万円、固定資産税約 4 万円を要する。会食相手方氏の場合は新規購入ではなく、転売された部屋を購入したようであるが、毎年のコストは同等である③東京ベイコート倶楽部のロイヤルスイート（120㎡）を同等の客室と比較すると「ペニンシュラ東京」のジュニ



アスイート（116㎡）、「リッツカールトン東京」カールトンスイート（120㎡）いずれも二十数万円程度であり「社会通念上相当」を超えた会場だったことは歴然としている。

【村上氏弁明書】エ「アニメ企画を発案したのは…市職員 A らと共有した。」「会食相手方 B 氏の嬉野訪問についても争わないが、これはアニメ制作とは関係がない仲間内の旅行である。」

【請求者側反論】事実と異なる。会食相手方 B 氏は会食相手方 氏を伴い嬉野市を訪れ、著名漫画家をカリスマ茶農家市民氏（「嬉野創生機構」取締役）と引き合わせている【調査請求書・別添資料 3 の 2 「茶師プロジェクト LINE グループでのやり取り」、同 3 の 3 「関係者の情報」、第 2 回審査会資料 6 「4 月の嬉野訪問写真】

【村上氏弁明書】「メンバーによるラインのやり取りは、一見して分かる通り、雑談の域を超えておらず、アニメ制作についての具体的で真摯な話し合いは一切なされていないことが分かる。」「『茶師プロジェクト MTG 議事録』の内容を見ても、構想段階における意見交換、情報交換に過ぎず、見積書やその作成の基礎となるような費用の算定等もなされていないととからすると、市に対し予算を伴うような提案ができる程度まで計画が具体化していたとは言い難い。」

【請求者側反論】いずれも事実と異なる【第 2 回審査会向け資料 7＝別添資料 4 の 1 「アニメ『茶師プロジェクト』制作企画サイドの構想」の黒塗りを外したものの】。

アニメの場合、キャラクター設計など企画初期の段階から相当額の費用が必要とされ、スポンサーを多く集める必要がある。発案者の会食相手方 B 氏を中心に、構想を実現しようと精力的に動いており、提案も活発になされている。何より参加しているメンバーに資金力や制作力、豊富な人脈がある。温泉を擬人化したご当地アニメを制作している会社の社長も意欲を見せており、雑談の域をはるかに超えている。

企画の素案を話し合った議事録には概算金額が記載されているだけでなく、

「嬉野は役所から OK もわないと駄目。役所（建設・新幹線課）→嬉野創生機構代表君の会社（「嬉野創生機構」）。嬉野創生機構代表君には話している。進めておいてと言われているので進めている状態」「ベストは嬉野創生機構代表君の会社に出資してもらってここに流してもらうこと」「市の方でプロット制作の予算がどれくらい取れるのか。」「嬉野創生機構代表君の会社を使って進めることは可能か（資金を銀行から借りる際に使わせてもらうなど）。市から金銭面を含めての支援を前提に、嬉野創生機構と連携して事業を進めようと企図していたことが明記されている。

【村上氏弁明書】オ「また、6月に…プレゼン資料も送付されている。」

「アニメ制作に係る具体的な内容は何ら記載されておらず、また、同資料が嬉野市に対し提案された事実さえなく、内部的資料に過ぎない。」

【請求者側反論】事実と異なる。LINE グループ、Google Drive（クラウドサービス）で共有されており、市職員 A、嬉野創生機構代表ともリアルタイムで提案内容を知る立場にあった。アニメによる地域おこしは一般化しつつあり、最近では「ゾンビランドサガ」が話題を呼んだ【第2回審査会資料 8「ゾンビランドサガ」】。ご当地アニメを手がけている制作会社が参画している点を重視すべきである【調査請求書・別添資料 3 の 3「関係者の情報」】。

【村上氏弁明書】カ「会食相手方 B さんらが…負担した。」

「会食相手方 B 氏によると、4月の嬉野市訪問の際の旅費、宿泊費、飲食費等の会費は全て参加者自身が負担している。ただ、一旦嬉野創生機構代表氏が立て替え、会食相手方 B 氏が参加者から会費を集め、会食相手方氏に預け、会食相手方氏から嬉野創生機構代表氏に振り込まれたとのことである。」

【請求者側指摘】振り込みを示す証明を提出していただきたい。6月の訪問の際の費用負担を含め事実の証明を求める。4月の訪問において、当初は訪問者の負担と想定していたが、嬉野創生機構の嬉野創生機構代表が同社で負担することを明言している【第2回審査会資料 9「市職員 A と協力隊員のやり取り」、同 10「嬉野創生機構代表と協力隊員のやり取り」】。

【村上氏弁明書】キ「6月には…繰り返し発言したという複数の証言がある」「開始から2ヶ月を経ない同年6月の時点で、市に対し予算の提案が可能な

程度にまで計画が具体化していたとは考えがたい」

【請求者側反論】先述したようにアニメ制作はプロットの段階からコストがかかるため、企画・制作者側にとって資金集めが最初にして最大の課題となる。着想からの経過時間は関係なく、ある程度固まれば企画を進めることができる。

実際に市職員 A は漠然とした事業であっても、嬉野創生機構などへ単一随意契約で発注を繰り返しており、直近では平成 29 年度決算、平成 30 年度 6 月補正予算に実績がある【第 2 回審査会資料 11 「市職員 A が通した予算」】。

6 月補正予算に至っては、議会で可決された 6 月 21 日より前の日に「今年度の契約内容」を嬉野創生機構の嬉野創生機構代表に送付し、「新幹線開業に向けたプロモーション」として 730 万円の予算を付けている。市職員 A から嬉野創生機構代表に送付された計画案は十分に「具体化」されたものとは言えない【第 2 回審査会資料 12 「市職員 A と嬉野創生機構代表のやり取り」、同 13 「市職員 A が嬉野創生機構代表に送った事業案」】。

そもそも、公共事業として正規の発注手続きを明らかに逸脱しており、嬉野市役所において公務員倫理のみならず法令遵守がないがしろにされてきた明快な証左である。東京ベイコート倶楽部での会食は、一連の流れを十分踏まえて審査されるべきであり、村上市長は監督責任についても政治倫理上の責任を問われている。

【村上氏弁明書】 「実現可能性も不確かな構想段階の企画に対し、市職員から予算の話が出るはずがない。」

【請求者側反論】 事実に反する。同行した地域おこし協力隊員 2 人は、市職員 A が「企画どんどん進めましょう。予算何でも通します」という趣旨の発言をしていたと証言している【地域おこし協力隊員 1 陳述書、同 2 陳述書】。

【村上氏弁明書】 「また、市職員 A 氏には、アニメ制作につき市の予算を左右できるような権限はない。」

【請求者側反論】 事実に反することは既に述べた。

【村上氏弁明書】ク「7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食・宿泊は…アニメ企画の打ち合わせを行うというのが目的で村上市長も参加した」

「本件会食は、アニメ企画とは関係のない前記嬉野ツアーのメンバーらを主体とする仲間の懇親会である。」

【請求者側反論】 事実に反する。

【村上氏弁明書】 「同年7月頃、市職員A氏と市職員B氏が出張のため上京するとの連絡が入ったため、会食相手方氏ら嬉野ツアーのメンバーが、案内をしてくれたお礼を兼ねて、市職員A氏らとの懇親会を企画した。」

【請求者側指摘】 事実と異なる点がある。両氏の出張目的は村上市長を伴ってのセグウェイジャパンの視察であり、会食相手方氏や会食相手方B氏が同行している。招待した会食相手方氏らが嬉野市との関係構築に期待していたことは否定しがたい。

【村上氏弁明書】 ケ「一連の経緯を踏まえるならば…疑う余地はない。」(ア) 利害関係者でないこと

「もともと、被請求者(村上市長)の参加は予定されていなかったのであるから(ライン上の参加者リストに被請求者の名は挙がっていない。)、被請求者に対し提案を行うという目的など初めからなかったはずである。」

【請求者側反論】 意味がない指摘だ。結果として酒食をともにしている。市職員Aの「今回は村上市長も皆様と顔合わせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう」のメッセージの通りである。アニメに限らない利害関係を結んだ会食だったと言える。実際、会食相手方氏は会食相手方B氏を通じて村上市長と意思疎通を図れる関係になっており、「顔合わせ」の効果が早速現れている【第2回審査会資料14「村上市長とメッセージャーでやり取り」】。

【村上氏弁明書】 「つまり、本件会食の参加者らは、嬉野ツアーの同好会メン

バーであり、市に対し、予算の支出を伴う委託契約の締結や企画提案ができるような実態もなければ具体的意図もないのであるから、『利害関係者』とはいえない。」

【請求者側反論】 事実に反しており、認めない。根拠は既に示した。

【村上氏弁明書】 「また、本件会食では、被請求者が同日に視察をしたセグウェイや参加者の職業の話題が中心であり、アニメ制作の話は話題にも上っておらず、アニメの企画提案などなされていない。」

【請求者側反論】 最初から「アニメ」の具体的な打ち合わせをする場でないことは当然だ。先に述べたように「顔合わせ」という目的が果たされており、それで十分だった。

会食相手方氏および会食相手方 B 氏がセグウェイ視察に深く関係しており、村上市長が参加者の職業を認識していたことを重くみる【第 2 回審査会資料 15 「セグウェイ視察に同行」、同 16 「セグウェイ視察写真】。市長自身が「アニメクリエイターなど各界の著名な方と会食」と投稿しており、覆せない。

【村上氏弁明書】 (イ) 社会的儀礼の範囲を超える供応を受けていないこと

「被請求者（村上市長）も、市職員 A 氏から、視察後の移動中に、お台場のホテルでの「部屋飲み」で飲食物は各自持ち寄りの懇親会があるから、参加しないかと誘われた。」

【請求者側反論】 移動中の市長に対する携帯電話での連絡であるはずなのに、極めて不自然な文言であり、真偽を疑う。村上市長はセグウェイジャパンで会食相手方氏と会食相手方 B 氏（＝嬉野市出身者）と一緒にっており、10月4日の Facebook 投稿では「市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をした」とある。会食への招待が移動途中に市職員から電話を受けたからという主張は破綻しているのではないか。

【村上氏弁明書】 「その後、東京ベイコート倶楽部の名称を知らされ、自らタブレット端末で検索し、1人で電車に乗りホテルに到着した。到着後、初めて会場がホテルの一室であること、比較的ランクの高いホテルであることを認識した。」

【請求者側反論】さらに不自然である。東京ベイコート倶楽部と検索すればどのようなホテルが表示されるはずで、先の連絡で「部屋飲み」と伝えられているなら、会場は当然一室であろう。一般人が入れないホテルであり、仮に「懇親会」だとしても、引き返すとともに、市職員 2 人にも退去するよう命じるのが市長のあるべき姿ではないのか。

【村上氏弁明書】「請求者（村上市長）は、予め視察先に配布するために持参していた嬉野茶 5、6 点を参加の対価として提供した。持参した嬉野茶は、自ら購入したものが 2、3 点、嬉野市内の販売店や工場から PR 用としてもらったものが 2、3 点である。」

【請求者側反論】事実とは思えない。市長が携行している「うれしの茶」は交際費で購入した物であり、「応分の負担」と言えないだけでなく、公金の不適切な支出でもある【第 2 回審査会資料 2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費】。視察先に配布するお茶を私費で買うのか。証明がなければ事実とは認められない。

【村上氏弁明書】「参加者は、全員で 11 名であり、各自、ペットボトルのお茶、ワイン、シャンパン、日本酒、ビール、酎ハイ等を持ち寄っていた。被請求者（村上市長）は、参加者に対し、嬉野茶を手渡し、参加者が持ち寄った酒類を口にしたが、会食相手方氏が注文したオードブルには殆ど手を付けていない。」

【請求者側反論】持ち寄った酒の銘柄などは写真で明らかになっているが、これを会食費に換算していない。オードブルにどの程度手を付けたかは、もてなされた事実に関係ない。

【村上氏弁明書】「会食相手方氏は、東京ベイコート倶楽部の共有持分権を 1710 万円で購入」

【請求者側反論】1710 万円で購入しているのが事実だとして、そのコストを完全に度外視した計算式は全くナンセンスである。

【村上氏弁明書】「【計算式】4 万 3200 円+3 万 1050 円×2 点÷11 名=9527 円」。

【請求者側反論】本気でこの計算式で事足りると思っているとすれば、笑止と

言 わざるを得ない。

**【村上氏弁明書】**「被請求者（村上市長）の滞在時間が僅か 4 時間程度」

**【請求者側指摘】**この記述には恐れ入る。会員制ホテルで 4 時間も酒食をともにしていることを堂々と宣言しているからだ。

**【村上氏弁明書】**「会場が自宅である場合と何ら異なるものといえる。」。

**【請求者側反論】**牽強付会もはなはだしく、もはや代理人もしくはは村上市長は詭 弁家としか思えない。

**【村上氏弁明書】 2 結語について**

「被請求者（村上市長）には何ら倫理基準違反はない。このことは、請求者らにおいて、グループメンバーらのライン上のやり取りや作成された資料の具体性の欠如、同資料が外部に表示された形跡がないことから、容易に推測できたことである。」

**【請求者側反論】**いずれも事実と異なる。根拠は既に述べた。

**【村上氏弁論書】**「にもかかわらず、本請求に及んだことは、事実の調査と理解が杜撰としかいいようがない。」

**【請求者側反論】**弁明書および陳述書について、そっくりそのままお返りする。

**【村上氏弁明書】**「なお、被請求者は、市民の代表者による適正な手続に則り請求され、開催される審査会の調査・審査に対しては、真摯に対応し、倫理基準違反がないことを弁明する意思があるが、本請求は、前記のとおり、請求代表者適格を欠く者らが行った条例違反の請求である。よって、審査会の委員においては、まずこの点を明らかにされた上で、本案につき審査されたい。」

**【請求者側指摘】**本案前の弁明をなぜ本案の弁明で繰り返すのか。審査会が開催された場合でも請求代表者が不適格者なので真摯に対応し弁明する必要はないという言い訳のための記述であり、村上大祐氏の政治姿勢を大いに憂える。自らの条例違反を顧みず、署名した市民や内部告発者を敵視し続ける態度は、真摯でも謙虚でもない。以下、新たな証拠を提出する。

① 村上市長は 2018 年 9 月 14 日に議員らと会談した際、東京ベイコート倶

楽部での会食や嬉野創生機構との不適切な受発注について認めていた【第2回審査会資料17「村上市長の当初の対応」】。②これに関連し、嬉野創生機構代表が見積書などの書類一式を市職員 Aに作成してもらったことを認める発言録【第2回審査会資料18「嬉野創生機構代表が問題を認める発言」】も提出する。

③さらに会食について公益通報した地域おこし協力隊員に証拠・証言を撤回させようと工作したこと【第2回審査会資料19「通報者に証拠撤回を迫る工作」】、市総務課ぐるみで証拠隠滅を図ろうとした経緯を明らかにする【第2回審査会資料20「総務課ぐるみの証拠隠滅」】。

事務局には中立性がなく、これまでの経緯から通報者らの秘密を漏洩する可能性が極めて高い。従って、会長におかれては、本文・資料とも事務局を介さず複写・配布を行っていただくようお願い申し上げます。